

### 令和4年度第1回青梅市 先端技術活用コミュニティ強化セミナー

IoT等の先端技術を活用して課題解決や事業推進を行いたいと考えている方や、IoT等の技術が自分の会社や店にどのように関係あるのかを知りたい方が交流できるネットワークを広げるため、先端技術活用コミュニティ強化セミナーの講演会を行います。

日時 7月26日(火) 午後2時～3時30分

会場 武州庵(末広町1-2-3)

テーマ わが社もできる！手作りIoT！！

内容 デジタル技術の活用により社会、企業のカタチが大きく変わろうとしています。どのようにIT、IoT、クラウド等を活用していけばよいのか？どのように現場の見える化、業務の効率化を進めていくのか？

講師 錦正工業(株) 代表取締役CEO/CIO 永森久之氏

会社概要 創業95年の栃木県の鋳物メーカー。産業用動力伝達鋳物部品の製造、世界初の完全中空構造鋳物ワインクーラーの開発などユニークな製品開発に取り組む。

定員 先着20人(予約制)

費用無料

申し込み 19日までに受付サイト <https://forms.gle/1sT4zKAdBcwZUxrv6> から申し込み

問い合わせ 青梅商工会議所 ☎23-0113、市商工観光課商工労政係

### おうめものづくり等支援事業は7月22日〆切です。

市内の中小企業の方を支援する「おうめものづくり等支援事業」の申請を受け付けております。詳細は広報おうめ6月1日号または市ホームページ(記事ID…306)をご覧ください。

問い合わせ 商工観光課商工労政係

### 若年者合同就職面接会in青梅

ハローワーク青梅では、青梅市との共催により、正社員就職を希望する39歳以下の方を対象に就職面接会を開催します。

日時・内容 8月4日(木) ①午後1時30分～1時50分 参加企業面接

②午後1時50分～4時 面接

※午後1時～3時受付

会場 福祉センター2階

第1～3集会室

対象 39歳以下の方

持ち物 複数枚の履歴書、筆記用具、ハローワークの紹介状・応募書類

その他 参加企業の情報や、ハローワーク青梅や同ホームページ(左記2次元コード参照)をご覧ください。

※紹介状がなくても面接、相談は可能です。

直接会場へ

問い合わせ ハローワーク青梅職業相談コーナー ☎24-9163、市商工観光課商工労政係



### 農産物等の自動販売機の紹介

青梅産の農畜産物を扱う自動販売機の設置場所を市ホームページ(記事ID: 54553)で紹介しています。野菜を中心に100円から販売。

売っていますので、近くに立ち寄った際は、ぜひご利用ください。

※時期によっては、稼働していない場合があります。

お問い合わせ 農林水産課

### 国民健康保険高齢受給者証の更新

国民健康保険高齢受給者証を8月1日に更新します。7月下旬に新しい高齢受給者証を送付します。

8月1日以降、医療機関を受診する際は、被保険者証と併せて新しい高齢受給者証を必ず提示してください。

※国民健康保険以外の健康保険に加入している方には、加入している健康保険組合等から交付されます。

対象 国民健康保険に加入の70～74歳の方(後期高齢者医療制度で医療を受けている方を除く)

問い合わせ 保険年金課 資格賦課係

### 国民健康保険に加入している方へ 特定疾病療養受療証の発行(新規・更新)

青梅市国民健康保険に加入し、次のいずれかの病気で治療を受けている方は、市へ申請することにより、一部負担金が軽減されます。

対象 人工透析を実施している慢性腎不全

▽血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害

▽人工透析を実施している慢性腎不全

自己負担限度額 1万円

※70歳未満の上位所得者の人工透析は2万円

※自己負担限度額の判定には所得の申告が必要です。

申請方法 医師の意見書等(病名と治療を受けていることが確認できるもの)、本人確認書類(免許証等)をお持ちのう

え、保険年金課(市役所1階)へ

受診方法 国民健康保険被保険者証等と併せて特定疾病療養受療証を医療機関へ必ず提示してください。

※提示しない場合、一部負担金は軽減されませんので、ご注意ください。

すでに受療証をお持ちの方には、7月下旬に新しい受療証を送付します。

問い合わせ 保険年金課給付係

### 原動機付自転車

### ゆめうめちゃんナンバープレートの無料交付

対象 市内を定置場とする原動機付自転車の所有者

対象車種

▷第1種(白色・総排気量50cc以下)

▷第2種の乙(黄色・総排気量50cc超90cc以下)

▷第2種の甲(桃色・総排気量90cc超125cc以下)

※交付手数料無料

※新規登録のほか、従来のナンバープレートからの交換可

※新規登録、交換ともにナンバーの指定不可

登録に必要なもの 下表参照

交付申請先・問い合わせ 市民税課庶務係(市役所1階)



原動機付自転車の状況		登録に必要なもの
販売店から購入して新規登録する場合		販売証明書(販売店が発行)、届出者の本人確認書類
名義変更(譲渡)	旧所有者のナンバーが廃車手続き済みの場合	廃車済書(廃車時に市区町村が発行)、譲渡証明書、届出者の本人確認書類
	旧所有者のナンバーが廃車手続きしていない場合	ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、届出者の本人確認書類
青梅市で登録した従来のナンバープレートから交換する場合		ナンバープレート、標識交付証明書、届出者の本人確認書類

※青梅市に住民登録がなく、市内に定置場がある方は、住民登録が確認できる書類と市内の定置場が確認できる書類(アパートの賃貸借契約書など)も必要です。  
※ナンバープレートの交換により、自動車損害賠償責任保険の変更手続きが必要となる場合があります。保険会社等へご確認ください。

### 新築・増築の調査に伺います

新築・増築をした方は資産税課へご連絡を

市では、新築または増築した家屋(住宅、店舗、工場、車庫等)の調査を行っています。

この調査は、令和5年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するためのもので、令和4年中に新築・増築したすべての家屋(住宅、店舗、工場、

車庫、物置等)が対象となります。

建築確認を申請していない小規模な増築、物置やサンルームの設置なども、課税の対象となる場合がありますので、ご連絡ください。

建築確認を申請している場合、市から調査をお願いしますので、連絡の必要はありません。

建築確認を申請している場合、市から調査をお願いしますので、連絡の必要はありません。

建築確認を申請している場合、市から調査をお願いしますので、連絡の必要はありません。

建築確認を申請している場合、市から調査をお願いしますので、連絡の必要はありません。

家屋を取り壊した場合も、資産税課へご連絡を

家屋(住宅、店舗、工場、車庫、物置等)の全部または一部を取り壊した方は、所有者の住所・氏名、家屋調査済証に記載された番号(不明な場合は、所在地番、種類、構造、床面積等)を連絡ください。

建築確認を申請している場合、市から調査をお願いしますので、連絡の必要はありません。

建築確認を申請している場合、市から調査をお願いしますので、連絡の必要はありません。

建築確認を申請している場合、市から調査をお願いしますので、連絡の必要はありません。